

令和元年10月10日  
港 湾 局  
環 境 局

## 東京港青海ふ頭において確認された「ヒアリ」について

令和元年10月7日（月）に東京都江東区の東京港青海ふ頭で発見されたアリについて、専門家による種の同定の結果、同日、特定外来生物であるヒアリ（*Solenopsis invicta*）と確認されましたので、お知らせします。

当該アリは、環境省が実施しているヒアリ確認地点周辺調査のうち、青海ふ頭での調査において確認されたものです。

確認された個体については、既に全て殺虫処理するとともに、確認地点周辺では、殺虫餌（ベイト剤）を設置しています。

平成29年6月の国内初確認以降、これまでのヒアリの確認事例は令和元年10月10日現在で14都道府県、計45事例です。

## 1 経緯

- 10/7 環境省が実施するヒアリ確認地点周辺調査（東京港青海ふ頭）において、調査事業者がコンテナヤードの舗装の継ぎ目に土が溜まった部分にヒアリと疑わしいアリ数十個体を目視で確認。継ぎ目の下部の土中への出入りも確認。関東地方環境事務所に通報するとともに、専門家による同定を実施。当該アリについて、専門家がヒアリであることを確認。
- 10/9 専門家、調査事業者、東京都及び環境省の職員が現地を確認し、防除を実施。防除は、専門家がコンクリート舗装の継ぎ目の土砂を掘り起こしながら確認した個体を殺虫。ヒアリの出入りが確認された箇所には殺虫剤（液剤）を集中的に散布・注入。周辺に殺虫餌を設置。

## 2 今回確認されたアリについて

東京港青海ふ頭において確認されたアリ（防除時を含む）は、ヒアリの働きアリ300個体以上、有翅女王アリ20個体、幼虫約10個体です。

## 3 都の対応状況

- (1) 引き続き、発見場所及びその周辺において、目視及びトラップの設置による調査等を環境省と協力して実施します。
- (2) 国、地元区及び港湾事業者で構成する「東京港におけるヒアリ等対策連絡会」を通じて迅速に情報共有を図ります。

### (3) 普及啓発・注意喚起等

- ・ 東京港内の港湾施設利用者及び地元区への周知
- ・ 発見場所から半径2キロメートル圏内の海上公園に注意喚起の看板を設置
- ・ 都ホームページにヒアリ等による被害の予防方法等の情報を掲載
- ・ 港湾局・環境局SNSでの注意喚起

## 4 都民の皆様へのお知らせ

- ・ 青海ふ頭内で確認されたヒアリについては、これまでに都内の住宅地等においては発見されておらず、ふ頭内で発見されたヒアリについても既に駆除しております。
- ・ ヒアリは攻撃性が強く、刺された場合、激しい痛みを伴い、水泡状に腫れるなど人体にとって危険な生物です。もし、発見した場合には、素手で捕まえたり、触らないように注意し、お住まいの区市町村や東京都環境局（下記参照）までご連絡ください。
- ・ ヒアリに関する詳しい情報については、以下のサイトに記載していますのでご参照ください。

「ストップ・ザ・ヒアリ 改訂版」（環境省資料）

<http://www.env.go.jp/nature/intro/4document/files/20190314hiari.pdf>

「気をつけて！危険な外来生物」（東京都環境局特設サイト）

[http://gairaisyu.tokyo/species/danger\\_15.html](http://gairaisyu.tokyo/species/danger_15.html)

#### 【問合せ先】

- ・ 港湾施設における対応に関すること

港湾局港湾経営部経営課

電話 03 - 5320 - 5553

- ・ 特定外来生物一般に関すること

環境局自然環境部計画課

電話 03 - 5388 - 3548